

## 「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」愛称募集要項

道では、こども・子育てにやさしい社会づくりのため、妊娠中の方やこども連れの方に対する様々な優先サービスを積極的に提供することを示すシンボルマークを作成しています。この度、多くの道民の方に、このシンボルマークに親しみと愛着を持っていただけるよう愛称を募集します。

### 1 趣旨

- ・道では、こども・子育てにやさしい社会づくりのため、妊娠中の方やこども連れの方に対する様々な優先サービスを積極的に提供することを示すシンボルマークを作成し、本年4月から利用登録を開始したところです。
- ・また、4月末からは、本シンボルマークを活用し、妊娠中の方やこども連れの方が窓口で苦勞して並ぶことのないよう優先的に案内するほか、優先駐車場や授乳室・おむつ替えの場所を設置する「こどもファスト・トラック」の取組も併せて実施しています。
- ・この度、こどもや子育て世帯を社会全体で支える機運を醸成するとともに、多くの道民の方に、このシンボルマークに親しみと愛着を持っていただけるよう愛称を募集します。

### 2 募集内容

「北海道妊婦・子育て世帯優先マーク」の愛称

愛称は 「明るく親しみやすいもの」  
「簡単でわかりやすく覚えやすいもの」  
「印象に残りやすいもの」  
としてください。

### 3 北海道妊婦・子育て世帯優先マーク

北海道らしい雪のイメージから、雪だるまの親子をモチーフとしてデザイン。子どもを慈しむ親の愛情を表現しています。



### 4 応募期間

令和5年(2023年)11月8日(水)から令和5年(2023年)12月7日(木)まで

郵送の場合は、12月7日(木)付けの消印を有効とします。また、道からは個別に受付完了の連絡はいたしません。

### 5 応募資格

日本国内に在住の方であれば、どなたでも応募できます。

### 6 応募方法

- (1) 次の事項を記入の上、「Web応募フォーム」又は「応募用紙」による郵送で応募ください。
  - ア 愛称(読み方:ふりがな)
  - イ 愛称の意味、考えた理由

ウ 応募者氏名（ふりがな）、郵便番号、住所、電話番号、職業（学生等は学年）、年齢（応募日現在）  
アからウで適切に記載されていない場合、虚偽の記載があった場合は無効となります。

(2) Web応募フォームによる応募

下記Web応募フォームURL又は二次元コードから応募フォームへアクセスし、必要事項を入力の上、送信してください。

【Web応募フォームURL及び二次元コード】

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=Wnmf93Dh>



(3) 郵送による応募

下記応募先に送付してください。

「応募用紙」は北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課のホームページからダウンロードできます。

【応募先】〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課政策企画係

【応募用紙】[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/mark\\_name.html#applicationform](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/mark_name.html#applicationform)

1人何点でも応募できますが、Web応募1回又は応募用紙1枚につき1点としてください。なお、応募にかかる費用は、応募者の負担とします。

## 7 選考（審査）方法

中立かつ公正な審査を確保するため、応募作品の中から、選考会議において愛称を決定します。

## 8 結果発表

決定した愛称を考案いただいた方に直接お知らせするほか、別途発表し、授賞式（副賞：1万円相当の商品券あり）を行う予定です。

（注）同一の名称を複数の方が応募し、愛称として決定された場合、**抽選により表彰者を決定する場合**もあります。選考結果に対する問い合わせについて事務局は応じません。

## 9 注意事項等

- (1) 募集の規定や以下注意事項に違反する応募作品は、審査の対象となりません。
- (2) 応募作品は、自作・未発表のものに限ります。
- (3) 他のマークや商品等に使用されていないものであり、第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないものとしてください。
- (4) 愛称に採用した作品に関する著作権、その他一切の権利は北海道に帰属するものとします。愛称考案者は著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使することはできません。
- (5) 愛称の採用に当たっては、一部を修正・補正することがありますので、あらかじめご了承ください。また、愛称については今後の子ども施策において広く使用します。
- (6) 応募作品の返却はいたしません。
- (7) 表彰者としての権利を他人に譲渡又は換金することはできません。
- (8) 応募者の氏名、住所等の個人情報については作品の選定以外の目的には一切使用しません。
- (9) 応募に関しての個人情報のうち、表彰者の氏名及び居住する自治体名は、道のホームページ等で公開するとともに、報道機関を含めた関係者に提供します。

## 10 問い合わせ先（事務局）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課政策企画係

電話：011-206-6309（平日8:45～17:30（土日祝日除く））

Eメール：[hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.kodomol@pref.hokkaido.lg.jp)